

(声明)

国立ハンセン病療養所入所者に対する 宿泊拒否について

財団法人 大阪府人権協会 理事長
足立 悦雄

2003年11月18日、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」で、アイレディース宮殿黒川温泉ホテルが、国立療養所「菊池恵楓園」の入所者の宿泊を拒否していたことが明らかとなりました。

熊本県によると、宿泊をいったん予約しながら、宿泊予定者が「菊池恵楓園」の入所者であることが分かると宿泊を拒否し、県が「感染することはない」こと等を説明し、宿泊の受け入れを再三にわたり求め、さらに、ホテルを経営する(株)アイスター本社への申し入れを行ったにもかかわらず、ホテル側の方針として「宿泊拒否」という事実は、ハンセン病回復者に対する極めて重大な人権侵害です。

また、90年にもおよびハンセン病患者への誤った隔離政策によって生み出された偏見・差別が未だ根深く残っており、ハンセン病回復者の社会復帰への大きな壁となって社会に存在しているものと言わざるを得ない現状であり、誠に遺憾であります。

当協会としては、(株)アイスター及びアイレディース宮殿黒川温泉ホテルが、「菊池恵楓園」の入所者に対して真摯に謝罪し、今回の事案が重大な人権侵害であったことを深く認識して、被害者救済のための責任を果たしていくとともに、二度とこのようなことがないよう求めるものです。国や地方自治体は、なお一層の啓発活動やハンセン病回復者の人権確立と社会復帰支援に取り組まれるとともに、企業や各種団体、私たち国民一人ひとりも、ハンセン病問題に対して関心を持ち、正しい理解を深め、人権意識の高揚を図っていくことが、ハンセン病回復者等に対する偏見・差別を取り除いていくという認識を強く求めたいと考えます。

当協会としても、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、なお一層の取り組みを進めるとともに、ハンセン病回復者等の人権確立に積極的な役割が果たせるように取り組んでいくことを表明します。

2003年 11月 20日



解説 1909年4月1日、大阪湾に注ぐ神崎川河口(現・西淀川区)近くに、第3区府県連立のハンセン病療養所が「外島保養院」として四方川と海に囲まれた海拔ゼロメートルの埋め立て地に開院されました。

しかし、室戸台風(1934年)で建物が全壊し、多くの入所者らが犠牲となりました。「らい予防法」廃止(1996年)の記念事業として、邑久光明園(外島保養院の後身)の入所者たちにより1997年、その跡地に記念碑が建てられました。

碑には「らい予防法」廃止サレル強制収容絶対隔離ヲ根幹トシタ日本ノハンセン病対策ノ終焉ヲ記念シ外島保養院ノ日々ニ思イヲハセ茲ニ記念碑ヲ建立スルモノデアル」と示されています。

編集後記

●1996年4月、それまで89年間続いた「らい予防法」が廃止され、2001年5月の熊本地方裁判所「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の判決では、これでの国の誤った隔離政策を踏まえ、ハンセン病回復者への国の責任が明かとなりました。

しかし一方では、2003年11月のハンセン病療養所入所者の宿泊を拒否するという人権侵害事件が起こり、改めて、ハンセン病への偏見・差別が根強く残っていることが浮き彫りにされました。

回復者の方が高齢と言うこともあり、時間をかけるということも大きな問題です。地域において、安心して社会復帰できる「人権のまちづくり」を早急に進めていくことが必要です。

2004年(平成16年)2月発行

編集・発行／財団法人大阪府人権協会 企画相談部

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL06-6568-2983 FAX06-6568-2985 <http://www.jinken-osaka.jp>